

妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）について

令和7年4月より、妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦支援給付」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されます。また、妊婦への支援を総合的に行うため、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）による面談を合わせ一体的に実施します。

これに伴い、「出産・子育て応援給付金事業」は令和7年3月で終了し、「妊婦のための支援給付」へ移行します。

申請の流れ

妊娠期	妊娠8か月頃	出産・産後	育児期
妊娠届出時面談 ・保健師と面談し、妊婦給付認定申請をします。 妊婦認定 ↓ 妊婦支援給付金（1回目） 5万円 ※申請期限 妊娠が確定した受診日から2年を経過するまで	妊娠8か月アンケートの回答 ・希望や必要に応じ面談を実施します。	赤ちゃん訪問で保健師と面談 ・胎児数の届出を行います。 ↓ 妊婦支援給付金（2回目） 妊娠しているこどもの数 ×5万円 ※申請期限 出産予定日の8週間前から2年を経過する日まで	継続的な支援・情報提供 ・電話、来所相談 ・産後ケア事業 ・家庭訪問など

支給対象者

申請時点でニセコ町に住民票があり、ニセコ町での妊婦給付認定を受けた方

※他市町村で妊婦給付認定を受けた方がニセコ町に転入した場合は、改めてニセコ町で認定を受ける必要があります。なお、1回目の給付を他市町村で受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。

支給方法

妊産婦名義の銀行口座へ振り込み

申請に必要なもの

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ②妊娠届出書または母子健康手帳
- ③振込先確認書類（通帳、キャッシュカード等）

流産・死産等を経験された方へ

妊婦支援給付金は、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方も対象となります。詳しくは保健福祉課健康づくり係までお問合せください。